

令和7年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属：危機管理学部 危機管理学科

資格：教授

氏名：杉山 幸一

研究課題名	緊急時における憲法上の統治機関の課題
研究目的及び 研究概要	わが国は法治国家であり立憲主義国家である。憲法は国民との約束が記された文書であり、国民の人権を保障し、国家を維持するため国民が憲法上の諸機関に対して国家統治を信託する文書である。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、国家は国民の生命・自由・幸福追求のために最大限維持できるよう憲法によって義務付けられている。そのためには状況に応じて「公共の福祉」により、憲法が保障する国民の権利を制限することもある。その場合、これまでの人権制限に関する違憲審査基準は平時を前提として考えられてきた。しかし、武力攻撃や自然災害などは平時ではなく、緊急事態であり、平時とは異なる視点を持つ必要がある。そこで、国家は危機的状況において国民の生命・自由・幸福追求の権利を守り、国家を守るために必要な措置をとる場合、憲法上の機関が機能していることが前提となる。武力攻撃事態や大規模自然災害などの国家的危機において、どのように国家機関を維持・機能させていくのか。緊急時における現在の日本の法制度に関する基礎的研究となる。
研究実績の概要 研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等	<p>①研究の進捗状況 本研究は、緊急時における憲法によって設置されている国家機関の権限や機能について検討してきた。国家機関が緊急時に権限を行使する際、憲法によって保障される国民の権利を制限することになる。その場合、制限の根拠が「公共の福祉」である。緊急時における「公共の福祉」をどのように国家機関、特に行政機関が解釈してきたかを検討した。これについては危機管理学研究第10号「危機管理学における憲法学」に記載した。</p> <p>②得られた成果 現在、行政機関が国民の権利を制限する場合は「公共の福祉」によって正当化されている。しかし、ここでの「公共の福祉」はあくまで平時の考え方である。そこで、「高度の公共の福祉」という緊急時の「公共の福祉」のあり方について検討し、平時と異なる積極的な制限のあり方について提言している。しかし、結局どのような時でも、行政を託された公務員の人権意識とバランス感覚が必要不可欠であるという結論に達した。</p> <p>③今後の課題 今後の課題としては、緊急時に国民から信託された国家機関が国民の権利を制限する場合、①必要性、②比例性、③時限性を審査基準とすべきであるが、その詳細についてはまだ論証が足りていない。比較法的な研究をはじめ、国家機関の権力行使のあり方、人権制限の正当化、統治機能を失わせないためにはどうしたらいいのか、さらに検討が必要となる。</p> <p>④研究実績 東裕・杉山幸一編『日本国憲法第2版』「第9章 精神的自由」「第10章 経済的自由」「第19章 最高法規」「第20章 憲法保障」（弘文堂） 長谷川福造・西山智之『法学入門』「第7章 日本国憲法」（弘文堂） 杉山幸一「危機管理学における憲法学の意義－憲法学の課題と今後について－」『危機管理学研究』第10号</p>